

令和8年6月25日

報道関係各位

佐倉市 経済環境部 廃棄物対策課

## 市指定ごみ袋の臨時措置について

### 趣旨

佐倉市では、令和8年6月5日から6月29日までの間で「もやせるごみ」の指定ごみ袋について、指定袋以外でも排出できる臨時措置を実施しています。しかしながら、市内一部店舗において、現在も指定ごみ袋が品切れの状況が続いていることから、当該措置を延長することといたしました。引き続き、指定ごみ袋を店舗等で入手できない場合には、指定ごみ袋以外の透明または半透明の袋でも、排出できる臨時措置となっています。

### 臨時措置期間について

令和8年6月5日（金）から令和8年8月31日（月）まで

令和8年6月29日（月）までとしていましたが、8月31日（月）まで延長しました。

### 臨時措置の延長の内容

臨時措置の内容について変更はございません。内容は下記のとおりです。

- 「もやせるごみ」について、市指定のごみ袋が手に入らない場合は、透明・半透明の指定ごみ袋以外の袋でも出せる臨時措置を実施します。
- 対象の指定ごみ袋は「もやせるごみ」
- 使用できる袋 透明・半透明の袋（15リットル～45リットル以内）
- 中の見えない袋、紙袋・段ボール、他市区町村の指定袋等は不可。

※取材を希望される場合は、下記問い合わせ先へ連絡ください。

#### 【本件へのお問い合わせ】

佐倉市役所 経済環境部 廃棄物対策課（担当：上原 将彦）

TEL：043-484-6149／E-mail：haikibutsu@city.sakura.lg.jp

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数  2  枚（本票含む）]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101／FAX：043-486-8720

# 臨時措置期間延長

8月31日(月)  
まで(予定)

「もやせるごみ」を  
指定袋以外の袋でも出すことができます!

佐倉市指定ごみ袋につきましては、小売店での品薄状態が続いている状況です。

このため、市指定のごみ袋が入手できない場合に限り、指定ごみ袋以外でも「もやせるごみ」を出せる臨時措置を実施します。

## 使用できるごみ袋

- ・透明または半透明の袋  
(15~45ℓ以内のサイズ)
  - ・「もやせるごみ」の指定袋
- 〔「もやせるごみ」以外の指定袋は除きます。〕



## 使用できないごみ袋

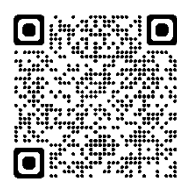
- ・黒色等の中身の見えない袋
- ・破れやすい袋
- ・他市区町村の指定袋
- ・紙袋・段ボール
- ・町内清掃用ごみ袋
- ・小さいレジ袋



※「もやせるごみ」以外は通常どおり市指定ごみ袋でお出しください。

※収集日・分別方法に変更はありません。

※期間については、延長する可能性があります。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149